○農林水産省告示第八百五十二号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十四年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、三一〇、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二八五、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二〇四、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一一六、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一八一、〇〇〇円

○農林水産省告示第八百五十三号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第二条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格の決定の単位となる期間を次のように定めたので、同法第五条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、二六八、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二四七、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一四二、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、八三、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一八三、〇〇〇円

二　一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第二条ただし書の農林水産大臣が別に定める期間は、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとする。

○農林水産省告示第八百五十四号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十四年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

一、八三〇千トン

二　加工原料乳の補給金単価

単位	補給金単価
一キログラム	一二・二〇円

○経済産業省告示第六十九号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の規定に基づき、同号の養成施設として次のように指定したので公示する。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　名称　多摩職業能力開発センター

二　学科　電気工事科

三　所在地　東京都昭島市東町三丁目六番三十三号

備考　この指定により、平成二十三年四月以降に当該養成施設に入学し、電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者は、電気工事士法第四条第二項の規定により都道府県知事から第二種電気工事士免状の交付を受けることができる。

○国土交通省告示第三百五十八号

国土交通省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府建設省令第九号）第九条第三項において規定する「著しく異常かつ激甚な非常災害その他やむを得ない事情があると認めるとき」に別に定める期日について、以下のとおり、定めたので告示する。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

著しく異常かつ激甚な非常災害その他やむを得ない事情がある場合の実績報告の提出の期日は、次のとおりとする。

一　補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の二月末日までとする。

二　前号によりがたい特別な事情がある場合は、国土交通大臣との協議により定める期日までとすることができる。

○国土交通省告示第三百五十九号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＪＫ	141468	信濃丸	平成24. 2. 27
７ＪＫＥ	141531	さんれい	24. 2. 14
７ＪＫＦ	141532	みやこ	24. 2. 8
７ＪＫＪ	141544	ＥＮＥＲＧＩＡ ＣＥＮＴＡＵＲＵＳ	24. 2. 27
７ＪＫＷ	141586	第十八宮丸	24. 2. 16
７ＪＬＤ	141611	あさひ	24. 2. 14
７ＪＬＥ	141588	ＴＡＣＨＩＢＡＮＡ	24. 2. 24
ＪＤ3252	141527	いえしま	24. 2. 16
ＪＤ3264	141550	かわぎり	24. 2. 14
ＪＤ3290	141583	神友丸	24. 2. 6
ＪＤ3299	141595	第二十八嘉慶丸	24. 2. 3
ＪＤ3300	141596	ＳＬ　ＢＥＬＵＧＡ	24. 2. 27
ＪＤ3301	141597	第十八宝漁丸	24. 2. 27
ＪＤ3310	141609	宮本丸	24. 2. 14
ＪＤ3313	141614	熱田丸	24. 2. 8
ＪＤ3314	141615	第二霧島丸	24. 2. 22
ＪＤ3318	141623	第三十八三晃丸	24. 2. 22
ＪＤ3325	141634	がんばろう，日本	24. 2. 8
ＪＤ3326	141635	幸栄丸	24. 2. 2
ＪＤ3328	141636	第六十五栄宝丸	24. 2. 23
ＪＤ3355	136491	第十八轟丸	24. 2. 14

○国土交通省告示第三百六十号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
８ＬＨＡ	125723	第35豊進丸	平成24. 2. 23
ＪＮＩＱ	131952	ＯＣＥＡＮ　ＣＡＳＴＬＥ	24. 2. 22
ＪＧ4017	121803	おきかぜ	24. 2. 13
ＪＧ4282	126139	栄興丸	24. 2. 17
ＪＧ5738	135246	むさしの丸	24. 2. 15
ＪＩ3034	119745	天祐丸	24. 2. 10
ＪＩ3427	131669	第十順昇丸	24. 2. 13
ＪＪ3286	121257	巨田丸	24. 2. 6
ＪＪ3462	129102	第二十一蛭子丸	24. 2. 27
ＪＪ3711	132357	喜運丸	24. 2. 1
ＪＪ3922	134236	錦世丸	24. 2. 20
ＪＫ5267	134034	松浦丸	24. 2. 13
ＪＫ5297	134053	秀幸丸	24. 2. 9
ＪＫ5309	134089	第二かずりゅう	24. 2. 3
ＪＬ5597	129874	こんぴら２	24. 2. 17
ＪＬ6175	133918	第二十五三晃丸	24. 2. 15
ＪＭ4122	120834	いえしま	24. 2. 21
ＪＭ5614	129438	第二十七野村丸	24. 2. 29
ＪＭ5703	130346	第二昭生丸	24. 2. 29
ＪＭ6180	132766	ニュー高州	24. 2. 27

○海上保安庁告示第八十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三七度五〇分、北緯三九度四〇分、東経一四二度、東経一四六度一〇分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）

(ロ)　北緯三九度五〇分、北緯四二度一〇分、東経一三七度二〇分、東経一四〇度二〇分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十四年四月二日から平成二十四年五月十三日まで